

令和4年第1回定例会
議案等参考資料

1 議案第1号関係

おいらせ町就学援助費支給要 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者であって、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア <u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童扶養手当を受給している者</u></p> <p>イ <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第295条の規定による市町村民税の非課税である世帯に属する者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者であって、かつ、<u>当該年度において</u>、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア <u>保護者が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による全部支給を受けている者</u></p> <p>イ <u>世帯構成員全員の総収入額が別表1に定める限度額以内の者</u></p>
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) おいらせ町立の小学校又は中学校(以下「町立小中学校という。」)に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有する者</p> <p>(2) 町立小中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有する者</p> <p>(3) 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町以外に住所を有する者</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) おいらせ町立の小学校又は中学校(以下「町立小中学校という。」)に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの</p> <p>(2) 町立小中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町に住所を有するもの</p> <p>(3) 町立小中学校に就学する児童生徒の保護者でおいらせ町以外に住所を有するもの</p>
<p>(就学援助費の支給費目等)</p> <p>第4条 就学援助費の支給費目等については、<u>別表のとおりとする。ただし、年度途中で認定又は認定取り消しを受けた児童生徒の保</u></p>	<p>(就学援助費の支給費目等)</p> <p>第4条 就学援助費の支給費目等については<u>別表2のとおりとする。ただし、年度途中で転入学及び転退学した児童生徒の保護者に対する</u></p>

改正案	現行
<p>護者に対する学用品購入費は、支給額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とするものとする。</p> <p>2 <u>別表</u>に定める新入学児童生徒学用品費等は、認定月が4月となった新入学の児童生徒の保護者を対象に支給するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 第3条に規定する児童生徒の保護者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、毎年度、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する期日までに<u>就学援助費認定申請書</u>（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由しておいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中の申請は、翌年2月末日までとする。</p> <p>(変更届)</p> <p>第9条 認定者は、第5条の規定により提出した就学援助費申請書の内容に変更が生じたときは、<u>就学援助費認定事項変更届</u>（様式第2号）に必要な書類を添えて学校長を經由し教育長に提出しなければならない。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第11条 就学援助費の支給は、認定者の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、認定者が児童又は生徒の在籍する学校長へ受領等を委任したとき、又は学</p>	<p>学用品購入費及び<u>通学用品費</u>は、支給額を12で除した金額に認定月数を乗じた金額とするものとする。</p> <p>2 <u>別表2</u>に定める新入学児童生徒学用品費等は、認定月が4月となった新入学の児童生徒の保護者を対象に支給するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 第3条に規定する児童生徒の保護者は、就学援助費の支給を受けようとするときは、毎年度、おいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定する期日までに<u>就学援助費申請書</u>（様式第1号）に必要な書類を添えて当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由しておいらせ町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中の申請は、翌年2月末日までとする。</p> <p>(変更届)</p> <p>第9条 認定者は、第5条の規定により提出した就学援助費申請書の内容に変更が生じたときは、<u>就学援助費申請事項変更届</u>（様式第2号）に必要な書類を添えて学校長を經由し教育長に提出しなければならない。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第11条 就学援助費の支給は、認定者の指定する金融機関の指定口座へ振り込むものとする。ただし、認定者が児童又は生徒の在籍する学校長へ受領等を委任したときは、<u>学校長口</u></p>

改正案

校給食費及び修学旅行費については、この限りではない。

別表（第4条関係）

就学援助費の支給費目等

費目	支給対象者		支給金額	
	要保護	準要保護	小学校	中学校
学用品購入費	×	○	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする。	
新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	〈要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)予算単価〉	
学校給食費	×	○	対象経費の全額	
修学旅行費	○	○	対象経費の全額	

備考

- 1 第1学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、学用品購入費を月割りで支給するものとする。
- 2 支給金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

現行

座へ振り込むものとする。

別表1（第2条関係）

総収入限度額

扶養親族等の数	総収入限度額	扶養親族等の数	総収入限度額
1	3,650,000円	5	5,550,000円
2	4,125,000円	6	6,025,000円
3	4,600,000円	7	6,500,000円
4	5,075,000円	8	6,975,000円

- ※1 扶養親族等の数が1人増につき、総収入限度額に475,000円ずつ加算する。
- ※2 収入額が給与収入額及び年金収入額以外の農業所得等の場合は、所得額より給与収入額に換算して計算を行う。
- ※3 所得額が480,000円以下の親族を扶養親族等の数とする。
なお、申請世帯全員が480,000円以下の場合は、申請者のみ扶養親族等の数に含めないものとする。

別表2（第4条関係）

就学援助費の支給費目等

費目	支給対象者		支給金額	
	要保護	準要保護	小学校	中学校
学用品購入費	×	○	11,100円	21,700円
通学用品費(第1学年を除く。)	×	○	2,170円	2,170円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	×	○	1,510円	2,180円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	×	○	3,470円	5,840円
新入学児童生徒学用品費等(第1学年のみ)	×	○	19,900円	22,900円
学校給食費	×	○	対象学校給食費1/2	
修学旅行費	○	○	実費	

- ※1 第1学年が年度途中認定となった場合、新入学児童生徒学用品費等は支給せず、通学用品費を月割りで支給するものとする。
- ※2 支給金額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ※3 他市町村から区域外就学により町立小中学校に就学する児童生徒で、就学援助費の他市町村認定を受けている場合は、学校給食費のみ援助対象となり、対象学校給食費の1/2の額を援助する。

改正案

現行

様式第1号(第5条関係)

就学援助費認定申請書

おいらせ町教育委員会教育長 様

〒

申請(保護)者 氏名

電話番号

下記のとおり、就学援助費を申請します。

Table with 5 columns: 世帯員氏名, 性別, 生年月日, 職名(氏名・学歴), 学年, 備考. Includes instructions for filling out the table.

注1. 記入上の注意
(1) 世帯の中のみ記入してください。
(2) 世帯の頭は申請者から見た順序を記入してください。
(3) 世帯を離れている場合でも同一世帯(住所)に居住している者について、全て記入してください。
また、父親・母親(生年月日)が不明であっても世帯に含まれるので記入が必須です。

注2. 住居形態について(いずれかに○を記入)
持家・親族等の持家に同居・公的住宅・民間の賃貸及びアパート・その他()

Table for 申請事由 (申請事由を必要とする理由を詳細に記入してください) with columns for 事由, 申請事由, and 備考.

注3. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
注4. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
(2) 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。

様式第2号(第8条関係)

就学援助費認定事項変更届

おいらせ町教育委員会教育長 様

〒

申請(保護)者 氏名

電話番号

下記のとおり、世帯の中より変更がありますので、おいらせ町就学援助費申請書第1号の規定により申請いたします。

Table with 5 columns: 世帯員氏名, 性別, 生年月日, 職名(氏名・学歴), 学年, 備考. Includes instructions for filling out the table.

注1. 記入上の注意
(1) 世帯の中のみ記入してください。
(2) 世帯の頭は申請者から見た順序を記入してください。
(3) 世帯を離れている場合でも同一世帯(住所)に居住している者について、全て記入してください。
また、父親・母親(生年月日)が不明であっても世帯に含まれるので記入が必須です。

注2. 住居形態について(いずれかに○を記入)
持家・親族等の持家に同居・公的住宅・民間の賃貸及びアパート・その他()

Table for 申請事由 (申請事由を必要とする理由を詳細に記入してください) with columns for 事由, 申請事由, and 備考.

注3. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
注4. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
(2) 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。

様式第1号(第6条関係)

就学援助費申請書

おいらせ町教育委員会教育長 様

年 月 日

〒

申請(保護)者 氏名

※スタンプ印不可

電話番号

下記のとおり、就学援助費を申請します。
この申請が認定された場合、学校が直接必要とする経費については、就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の負担を保護者に委任します。
なお、おいらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

Table with 5 columns: 世帯員氏名, 性別, 生年月日, 職名(氏名・学歴), 学年, 備考. Includes instructions for filling out the table.

注1. 記入上の注意
(1) 世帯の中のみ記入してください。
(2) 世帯の頭は申請者から見た順序を記入してください。
(3) 世帯を離れている場合でも同一世帯(住所)に居住している者について、全て記入してください。
また、父親・母親(生年月日)が不明であっても世帯に含まれるので記入が必須です。

注2. 住居形態について(いずれかに○を記入)
持家・親族等の持家に同居・公的住宅・民間の賃貸及びアパート・その他()

Table for 申請事由 (申請事由を必要とする理由を詳細に記入してください) with columns for 事由, 申請事由, and 備考.

注3. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
注4. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。

様式第2号(第9条関係)

就学援助費申請事項変更届

おいらせ町教育委員会教育長 様

年 月 日

〒

申請(保護)者 氏名

※スタンプ印不可

電話番号

下記のとおり、変更がありましたので、おいらせ町就学援助費支給規則第9条の規定により、届出いたします。
この申請が認定された場合、学校が直接必要とする経費については、就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の負担を保護者に委任します。
なお、おいらせ町教育委員会の職員が認定審査に必要と認めた場合、世帯構成員の収入額等を調査することを認めます。

Table with 5 columns: 世帯員氏名, 性別, 生年月日, 職名(氏名・学歴), 学年, 備考. Includes instructions for filling out the table.

注1. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
注2. 住居形態について(いずれかに○を記入)
持家・親族等の持家に同居・公的住宅・民間の賃貸及びアパート・その他()

Table for 申請事由 (申請事由を必要とする理由を詳細に記入してください) with columns for 事由, 申請事由, and 備考.

注3. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。
注4. 世帯員が世帯を離れている場合は、児童扶養手当申請書の写しを添付してください。

2 議案第2号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行					
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略					略	略			
	骨髄移植 休暇	略					略	略			
結婚休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	略	略			結婚休暇 (任用期 間が6箇 月以上の 職員に限 る)	略	略				
出生サポ ート休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	会計年度任用 職員が不妊治 療に係る通院 等のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合	一の年度(4月1 日から翌年の3月 31日までをい う。以下同じ。)に おいて5日(当該 通院等が体外受精 その他の町長が定 める不妊治療に係 るものである場合 にあつては、10 日)(勤務日ごとの 勤務時間の時間数 が同一でない会計 年度任用職員に あつては、その者 の勤務時間を考慮 し、町長が定める 時間)の範囲内の 期間		有給		(新設)					
産前休暇	6週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性の会 計年度任用職 員が申し出た 場合	出産の日までの申 し出た期間		有給	産前休暇	8週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性職員 が申し出た場 合 出産の日 までの申し出 た期間	出産の日までの申 し出た期間		無給		
産後休暇	女性の会計年 度任用職員が 出産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間			産後休暇	女性職員が出 産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間				

改正案				現行			
			(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)				(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案

現行

改正案					現行				
	するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護 休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略	略			短期介護 休暇	略	略		
忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略			有給	服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			有給

改正案

現行

	る)				
	夏季休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	略	略		略
	略	略	略		
	略	略	略		
	略	略	略		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

	夏季休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略	略		略
	略	略	略		
	略	略	略		
	略	略	略		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

3 議案第3号関係

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行						
別表第1 (第10条関係)						別表第1 (第10条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略			略	略	略			略
	略	略					略	略				
	骨髄移植 休暇	略					略	略				
結婚休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	略	略			結婚休暇 (任用期 間が6箇 月以上の 職員に限 る)	略	略					
出生サポ ート休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	会計年度任用 職員が不妊治 療に係る通院 等のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合	一の年度(4月1 日から翌年の3月 31日までをい う。以下同じ。)に おいて5日(当該 通院等が体外受精 その他の町長が定 める不妊治療に係 るものである場合 にあつては、10 日)(勤務日ごとの 勤務時間の時間数 が同一でない会計 年度任用職員に あつては、その者 の勤務時間を考慮 し、町長が定める 時間)の範囲内の 期間		有給		(新設)						
産前休暇	6週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性の会 計年度任用職 員が申し出た 場合	出産の日までの申 し出た期間		有給	産前休暇	8週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性職員 が申し出た場 合 出産の日 までの申し出 た期間	出産の日までの申 し出た期間		無給			
産後休暇	女性の会計年 度任用職員が 出産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間			産後休暇	女性職員が出 産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間					

改正案				現行			
			(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)				(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出生に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案					現行				
		するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき							
子の看護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護 休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略	略			短期介護 休暇	略	略		
忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上の勤務を有する職員に限る)	略			有給	服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			有給

改正案

現行

	る)				
	夏季休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	略	略		略
	略	略	略		
	略	略	略		
	略	略	略		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

	夏季休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略	略		略
	略	略	略		
	略	略	略		
	略	略	略		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

4 議案第4号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行					
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	略	略					略	略			
	骨髄移植 休暇	略					略	略			
	結婚休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	略	略					結婚休暇 (任用期 間が6箇 月以上の 職員に限 る)	略	略	
出生サポ ート休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	会計年度任用 職員が不妊治 療に係る通院 等のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合	一の年度(4月1 日から翌年の3月 31日までをい う。以下同じ。)に おいて5日(当該 通院等が体外受精 その他の町長が定 める不妊治療に係 るものである場合 にあっては、10 日)(勤務日ごとの 勤務時間の時間数 が同一でない会計 年度任用職員に あっては、その者 の勤務時間を考慮 し、町長が定める 時間)の範囲内の 期間		有給		(新設)					
産前休暇	6週間(多胎妊 娠の場合に あっては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性の会 計年度任用職 員が申し出た 場合	出産の日までの申 し出た期間		有給		産前休暇	8週間(多胎妊 娠の場合に あっては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性職員 が申し出た場 合 出産の日 までの申し出 た期間	出産の日までの申 し出た期間		無給	
産後休暇	女性の会計年 度任用職員が 出産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間				産後休暇	女性職員が出 産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間			

改正案				現行			
			(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)				(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案

現行

改正案					現行				
	するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護 休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合には10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	略	略			短期介護 休暇	略	略		
忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	略			有給	服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			有給

改正案					現行				
	る)								
	略	略	略	略		略	略	略	略
	略	略	略			略	略		
	略	略	略			略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

5 議案第5号関係

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行					
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略
	略	略	略	略			略	略	略	略	
	略	略					略	略			
	骨髄移植 休暇	略					略	略			
結婚休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	略	略			結婚休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員に限 る)	略	略				
出生サポ ート休暇 (任用期 間6箇月 以上の職 員で週3 日以上又 は年12 1日以上 の勤務を 有する職 員に限 る)	会計年度任用 職員が不妊治 療に係る通院 等のため勤務 しないことが 相当であると 認められる場 合	一の年度(4月1 日から翌年の3月 31日までをい う。以下同じ。)に おいて5日(当該 通院等が体外受精 その他の町長が定 める不妊治療に係 るものである場合 にあつては、10 日)(勤務日ごとの 勤務時間の時間数 が同一でない会計 年度任用職員に あつては、その者 の勤務時間を考慮 し、町長が定める 時間)の範囲内の 期間		有給		(新設)					
産前休暇	6週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性の会 計年度任用職 員が申し出た 場合	出産の日までの申 し出た期間		有給	産前休暇	8週間(多胎妊 娠の場合に あつては、14 週間)以内に出 産する予定で ある女性職員 が申し出た場 合 出産の日 までの申し出 た期間	出産の日までの申 し出た期間		無給		
産後休暇	女性の会計年 度任用職員が 出産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間			産後休暇	女性職員が出 産した場合	出産の日の翌日か ら8週間を経過す る日までの期間				

改正案				現行			
			(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)				(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
配偶者出産休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の時間	有給		(新設)		
育児休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	略	略	略	育児休暇	略	略	略
育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給		(新設)		

改正案

現行

改正案					現行				
	するまでの子 (妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき								
子の看護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121日以上 の勤務を有する職員に限る)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給	子の看護 休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の任期を考慮し、任命権者が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる	無給
短期介護 休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年121以上の勤務を有する職員に限る)	略	略			短期介護 休暇	略	略		
忌引休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週間3日以上又は年121以上の勤務を有する職員に限る)	略			有給	服忌休暇 (任用期間が6箇月以上の職員に限る)	略			有給

改正案

現行

	る)				
	略	略	略		略
	略	略	略		略
	略	略			
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	

	略	略	略		略
	略	略	略		
	略	略			
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	

6 議案第6号関係

優秀選手賞（個人）

【順不同、敬省略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
11	ミスグチ ヒロト 水口 大都 [REDACTED]	八戸学院大学 サッカー部	サッカー	2021年度東北地区大学サッカー新人 大会(兼全日本大学サッカー連盟新 人大会東北地区予選) 優勝 第5回全日本大学サッカー新人戦 出 場	4ア	適当である
12	コジマ ニウスケ 小島 裕介 [REDACTED]	八戸学院大学 サッカー部	サッカー	2021年度東北地区大学サッカー新人 大会(兼全日本大学サッカー連盟新 人大会東北地区予選) 優勝 第5回全日本大学サッカー新人戦 出 場	4ア	適当である
13	ウエダ カイト 植田 海斗 [REDACTED]	三本木農業高等 学校ラグビー部	ラグビー	第48回東北総合体育大会ラグビー フットボール競技 優勝 第76回国民体育大会ラグビーフット ボール競技 出場	4ア	適当である

生涯スポーツ大賞（個人）

【順不同、敬省略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
1	マルコ テエコ 円子 智恵子 [REDACTED]	町バウンドテニス 協会	バウンドテニス	第28回青森県バウンドテニス選手権 大会 優勝	4イ	適当である

7 協議第1号関係

令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の出席者確認

【令和3年度卒業式】

学校名	日程		時間		出席者				
	月日	曜日	午前	午後	松林教育長	浅野委員	木村委員	加賀委員	
下田中	3月15日	火	○						
木ノ下中	3月15日	火	○						
百石中	3月15日	火	○						
木内々小	3月18日	金	○						
甲洋小	3月18日	金	○						
下田小	3月19日	土	○						
木ノ下小	3月23日	水	○						
百石小	3月23日	水	○						

【令和4年度入学式】

学校名	日程		時間		出席者				
	月日	曜日	午前	午後	松林教育長	浅野委員	木村委員	加賀委員	
下田小	4月7日	木	○						
木内々小	4月7日	木	○						
木ノ下中	4月7日	木	○						
百石中	4月7日	木	○						
木ノ下小	4月7日	木		○					
百石小	4月7日	木		○					
甲洋小	4月7日	木		○					
下田中	4月7日	木		○					

8 協議第2号関係

令和4年度教育委員会定例会開催日程（案）

	日 程	時 間	場 所	備 考
令和4年第4回	令和4年4月28日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第5回	令和4年5月26日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第6回	令和4年6月23日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第7回	令和4年7月28日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第8回	令和4年8月25日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第9回	令和4年9月22日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第10回	令和4年10月27日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第11回	令和4年11月24日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和4年第12回	令和4年12月22日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和5年第1回	令和5年1月26日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	
令和5年第2回	令和5年2月13日(月)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	県費負担教職員の異動の内示手続きにより、変更の可能性あり
令和5年第3回	令和5年3月23日(木)	15:00～	役場分庁舎 402会議室	